

# 令和5年度事業計画

## I 基本方針

本基金は、平成5年7月に設立し、森林整備担い手の労働安全衛生の充実、技術技能の向上、福利厚生の実施等を積極的に推進することにより、適正な森林を維持管理し、山村地域の振興を図るとともに、県土の保全や水源のかん養など、森林の有する多様な公益的機能の維持・増進に努めている。

また、本基金は、平成26年4月1日に公益財団法人となり、更なる業務運営の効率化を図り、公益財団法人の目的に添った業務を積極的に遂行していく。

令和5年度については、森林整備担い手の育成・確保にかかる諸事業を積極的かつ効率的に展開するとともに、森林整備事業体の雇用管理改善、新規就労者の就労支援に取り組むこととする。

## II 事業計画

### 1 基金助成事業

森林組合等の作業員など森林整備担い手の労働安全衛生の充実、技術・技能の向上、福利厚生の実施等を図るため、基本財産の運用益及び一部処分により各種事業を実施する。

#### (1) 育成確保啓発普及事業

##### ① 育成啓発普及事業

森林整備担い手の育成確保及び林業の雇用改善を推進するため、森林組合や林業事業体等の雇用主・管理担当者を対象に研修を実施する。

- ・ 先進地事例研修会の開催 1回

##### ② 新規参入支度金支給事業

森林組合等の新規参入者に必要な林業用の機械や道具などを購入するための支度金を、市町と協調して支援する。

特に、女性就業者を受け入れる事業体には、簡易トイレ、簡易テントなどの購入費を支援する。

- ・ 3森林組合、1民間事業体（チェーンソー、簡易トイレ等購入）

#### (2) 技術・技能向上事業

##### ① 資格免許等取得促進事業

森林整備担い手の技術・技能の向上を図るため、森林組合の作業員等の林業関係各種資格の取得に対し、市町と協調して支援する。

- ・ 1森林組合（伐木等の業務に係る特別教育等）

### (3)安全衛生対策事業

#### ○安全衛生器具等整備事業

森林整備担い手の林業労働災害の未然防止を図るため、森林組合等が作業員のために防護服やヘルメットなどの安全衛生器具を整備することに対し、市町と協調して支援する。

- ・ 7森林組合、2民間事業者（エピペン等）

### (4)福利厚生対策事業

#### ○通年雇用化促進事業

森林組合等の作業員の通年雇用化を促進するため、社会保険、退職金共済、労務共済制度への加入に対し、市町と協調して支援する。

- ・ 延べ665名（8森林組合、1第3セクター、4民間事業者）

#### <内訳>

雇用保険加入予定者	123名
健康保険加入予定者	123名
農林年金等加入予定者	123名
林業退職金共済加入予定者	16名
中小企業退職金共済加入予定者	92名
労務共済加入予定者	111名
扶養手当支給促進事業（配偶者）	19名
（子供）	58名

### (5)後継者育成事業

#### ○集落安全任意保険加入促進事業

生産森林組合が行う森林の共同作業の安全を確保するため、傷害保険への加入に対し支援する。

- ・ 助成予定者 303名（12生産森林組合）

## 2 林業雇用改善促進事業

林業事業者の雇用改善を図るとともに新たな林業従事者を見つけ出すため、雇用管理相談・研修会、林業就業セミナー及び林業体験会等を実施する。

### (1) 厚生労働省が公募により決定した中央団体からの委託事業

#### ①相談指導事業

佐賀県林業労働力確保支援センター職員2名により、森林整備事業者等の雇用管理改善に関する情報提供、相談・指導を行う。また、新規就業希望者からの相談に対応するとともに、全国森林組合連合会などが主催する県外における「森林の仕事ガイダンス」（4回）に参加し、林業就業を目的とした県外からの移住を促進する。

②林業雇用管理研修会の開催

林業事業体の事業主、雇用管理者等を対象に労働関係法令に基づいた労働条件の改善、労働安全衛生対策の励行等に関する研修会を開催する。

(2) 佐賀県からの委託事業

○さが林業アカデミーの実施

林業への就業を考えている者や林業に興味がある者を対象に、佐賀県内（1回）と東京（1回）で林業就業セミナー及び林業体験会（1回）を開催し、新たな林業従事者を見つけ出す。

(3) 当基金の単独事業

○森林の仕事体験会の開催

林業への就職希望者や林業に興味がある者を対象に森林の仕事体験会（1回）を開催し、新たな林業従事者を見つけ出す。

(4) 基金管理運営

事務局体制整備のため、令和5年10月から6ヶ月程度臨時職員を1名増員する。

《参照》

(事務局)

定款第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 前項以外の職員は、理事長が任命する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。